

## 江戸川区郵便入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江戸川区（以下「区」という。）が江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号。以下「規則」という。）に基づく競争入札を郵便による入札（以下「郵便入札」という。）により実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象は、江戸川区総務部用地経理課が実施する入札のうち、総務部長が指定するものとする。

(入札の公告等)

第3条 契約担当者（規則第2条第3号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は郵便入札に付するときは、規則第9条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公告又は通知するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限（以下「到達期限」という。）
- (3) 入札書の送付先
- (4) 郵便入札の条件及びそれに反した入札書の取扱い
- (5) 開札の立会人の選任
- (6) その他必要と認める事項

(入札書の郵送方法)

第4条 郵便入札に参加しようとする者は、入札書を区の指定する郵便局（以下「指定郵便局」という。）に留め置きで、到達期限までに到着するよう郵送しなければならない。

2 前項の規定による郵送は、区が様式を指定した封筒（以下「郵送入札用封筒」という。）を用いることとし、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により郵送しなければならない。

3 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の負担とする。

(入札回数)

第5条 郵便入札に付した場合の入札回数は、1回とする。

(入札の無効)

第6条 規則第22条各号に掲げる事項又は次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 到達期限を超過した後に到達した入札書によるもの
- (2) 郵送入札用封筒に所定の記載が無く、又は誤った記載がなされた入札書によるもの

(3) その他郵便入札に関する条件に違反したもの

(入札書の保管等)

第7条 契約担当者は、指定郵便局から入札書等を受領し、開札日時まで厳重に保管するものとする。

2 前項の規定による指定郵便局から受領した入札書等は、書換え、引換え、又は取消しをすることができないものとする。

(開札の立会い)

第8条 契約担当者は、郵便入札に付した場合は、入札参加者から開札の立会人を2人選任し、入札参加者の指名を行うときに、あわせて選任の通知を行うものとする。ただし、入札参加者のうち、開札の立会いを希望し、区に届け出た者（以下「立会希望者」という。）は選任を受けなくとも立ち会うことができる。

2 前項の規定により選任された開札の立会人（以下「立会人」という。）及び立会希望者は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することはできないものとする。

3 開札日時において、立会人が2人とも参集しない場合は、当該入札事務に関係のない職員1人を立会人とする。

(開札)

第9条 開札は、公告又は通知に記載した開札日時に行うものとする。

2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、当該入札参加者に出席を求め、くじを引かせて落札者を定めるものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第10条 契約担当者は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は取消しをすることができる。

(入札結果の通知)

第11条 契約担当者は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に連絡するとともに、その他の入札参加者に対しても落札の決定があった旨を知らせるものとする。

(様式)

第12条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し、必要となる事項は、別に総務部用地経理課長が定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。